

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		国際法の形成・発展に向けた取組		評価方式	総合・実績・事業	番号	⑨
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度概算要求額	
予算の状況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	62, 771	74, 153	60, 202	55, 108	51, 930	
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	0	0	0	0		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	0	0	0			
	計（千円）	62, 771	74, 153	60, 202			
執行額（千円）		56, 337	72, 311	50, 797			
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法		【目標】新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること。 本施策を構成する具体的施策ごとの目標は以下のとおり。 １．「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について 達成すべき目標としては以下のとおり。 （１）国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること （２）研究会及び各種意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用すること （３）国際約束に関する情報を集約し活用すること また、達成度を示す具体的な目標としては以下のとおり。 ・２０１１年１１月に実施される国際司法裁判所（ＩＣＪ）裁判官選挙及び国際法委員会（ＩＬＣ）委員選挙における我が国候補の引き続きの選出。 ・ＩＣＪにおける豪との間の「南極における捕鯨」事件について、２０１２年３月提出の答弁書準備作業等万全の対応を行う。 ・我が国の海洋権益の確保のための各種取組（２００海里を超える大陸棚の延長申請等）の進展 ・国際的な子の奪取の民事面に関する条約の締結・実施の際生じ得る、諸問題についての検討作業の一層の進展。 ２．「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について （１）我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進し、強化すること。 （２）原子力の平和的利用の促進、刑事分野における協力の促進等、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進し、強化・拡大すること。 また、達成度を示す具体的な目標は以下のとおり。 ・日米安保体制の強化や領土問題を始めとする、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施（法的な検討及び助言を含む。） ・原子力の平和的利用の推進に向けた二国間原子力協定等の交渉・締結の推進、刑事分野における協力の推進に向けた各種関連条約の交渉・締結の推進など、政治分野における各種国際約束の交渉・締結及びそれらの適切な実施（法的な検討及び助言を含む。） ３．「経済・社会分野における国際約束の締結・実施」について （１）多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進すること。 （２）日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへ参画すること。					

政策評価結果を受けて改善すべき点	1 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について 国際社会における国際法の重要性は年々増大しており、施策の目標の達成に向け、引き続き対応する必要がある。 2 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について 二国間・多数国間協議や条約交渉の活発化等を通じて、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進し、強化するとともに、刑事分野における協力の促進、原子力の平和的利用の促進等、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進し、強化・拡大する。 3 「経済・社会分野における国際約束の締結・実施」について 本施策の目標の更なる進展に向け、国際約束の作成交渉の段階から十分な体制で引き続き対応していく必要がある。
政策評価結果の予算概算要求等への反映状況	【予算要求】 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用経費」に関しては、評価結果を踏まえ、今日の国際社会において国際法が果たす役割がますます大きくなっており、施策の目標の達成に向け、引き続き対応する必要があるとの観点から、（１）国際法に関連する各種会合における我が国の立場の主張及びそのような会合における国際法規の形成及び発展の促進、（２）国際法局長と主要各国のカウンターパートとの協議の実施及び国際法の諸分野についての研究会等を通じた知見の蓄積・法的検討と外交実務への活用、（３）要請に基づいた公開講座や大学における臨時の講義の実施、研究者、学生等との意見交換及び交流の実施並びに我が国の国際約束に関する情報の継続的とりまとめ及び対外的な公表につき、十分な体制で取り組んでいくための経費を要求した。 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」に関しては、評価結果を踏まえ、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進するために、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米安保条約に基づく協力関係を確固たるものにすること及び戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日露平和条約交渉に適切に対処し、我が国周辺諸国とより安定した関係を築くこと、また、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進するために、原子力の平和的利用の推進に向けた二国間原子力協定等の交渉・締結の推進、刑事分野における協力の推進に向けた各種関連条約の交渉・締結を推進すること等の取組に対して、十全の体制で臨むための経費を要求した。 「経済・社会分野における国際約束の締結・実施経費」に関しては、評価結果を踏まえ、多角的貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を進める経済連携協定、社会保険料の二重払いの問題解決等を目的とした社会保障協定、二重課税を防止し、投資交流を促進するための租税条約、投資の自由化、促進及び保護を目的とした投資協定などの経済・社会分野での国際約束を諸外国との間で締結することは急務となっており、これらの慎重な対応が必要とされる困難な交渉に直接条約締結担当者をあたらせることが不可欠であり、そのための経費を要求した。 【定員要求】 （１）我が国の主権及び主権的権利を確保するために、領土に関する問題につき専門的に取組む定員を1名要求した。 （２）諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進し、強化・拡大するため、原子力関連多数国間条約締結関係事務に必要な定員を 1 名要求し、秘密情報保護協定関係事務に必要な定員 1 名の見直し解除を要求した。 （３）経済及び社会分野の国際約束の締結交渉・既存の国際約束の解釈・実施に係る業務に必要な定員を、経済連携協定担当官を 4 名及び社会保障協定担当官を 1 名の新規増員を要求した。

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	国際法の形成・発展に向けた取組					番号	⑨	(千円)	
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額合計
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	23年度 当初予算額	24年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	A	1	一般	外務本省	分野別外交費	国際法の形成・発展に向けた取組に必要な経費	55,108	51,930	△ 3,956
	A	2							
	A	3							
	A	4							
	小計						55,108	51,930	△ 3,956
対応表において◆となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	C	1							
	C	2							
	C	3							
	C	4							
	小計								
対応表において◇となっているもの	D	1							
	D	2							
	D	3							
	D	4							
合計						55,108	51,930	△ 3,956	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		国際法規の形成・発展に向けた取組					番号	⑨	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容		
			23年度 当初 予算額	24年度 概算要求額	増減				
条約締結交渉等関係出張（経済・社会条約締結交渉）	A	1	19,909	18,489	△ 1,420	△ 1,420	政策評価結果を踏まえ、条約締結交渉等関係出張（経済・社会条約締結交渉）事業については事業規模の拡充を図りつつも、効率性の見直し（出張旅費の見直し）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。		
大陸棚延長申請審査関係経費	A	1	4,410	2,330	△ 2,080	△ 2,080	政策評価結果を踏まえ、大陸棚延長申請審査関係経費事業については事業規模の拡充を図りつつも、効率性の見直し（出張旅費の見直し）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。		
条約締結及び調査関係経費	A	1	9,887	9,431	△ 456	△ 456	政策評価結果を踏まえ、条約締結及び調査関係経費については事業規模の拡充を図りつつも、効率性の見直し（出張旅費の見直し）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。		
合計						△ 3,956			

平成 23 年度（平成 22 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 23 年 9 月

担当部局名：外務省国際法局

施策名	国際法の形成・発展に向けた取組 (政策評価書 331 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅱ 分野別外交 Ⅱ－５ 国際法の形成・発展に向けた取組
施策の概要	新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること。次の具体的施策より構成される。 Ⅱ－５－１ 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用 Ⅱ－５－２ 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施 Ⅱ－５－３ 経済・社会分野における国際約束の締結・実施	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 施策Ⅱ－５ 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅱ－５－１ 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅱ－５－２ 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅱ－５－３ 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★☆ (施策の必要性) 1 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について 今日の国際社会においては、国際関係における多種多様な問題の平和的解決や国際関係の深化のために国際法が果たす役割はますます大きくなっている。そのような中、新しい国際的ルール形成の場に積極的に参画し、我が国の立場を主張・反映していくこと、特に、外交課題を処理するに当たり、蓄積した知見をもとに国際法を的確に解釈・活用し、国内外における国際法の発展に主体的に関与していくことは、国際社会の主要な一員である我が国として、国民の利益を最大限確保する上で必要不可欠である。 2 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について 日米安保体制の強化や領土問題を始めとする、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進及び刑事分野における協力の促進、原子力の平和的利用の促進等、諸外国・国際機関との間での政治分野における枠組み作りの推進は、我が国及び我が国国民の安全と繁栄を確保し、国際社会における「法の支配」を確立するに当たって重要である。 3 「経済・社会分野における国際約束の締結・実施」について (1) WTO ドーハ・ラウンド交渉及び経済連携の推進は、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその製品・サービスの参入機会を増大させる。さらに、WTO 紛争解決手続の帰結は、我が国の産業や企業の活動にも多大な影響を及ぼし得るため、我が国の主張・立証を法的に説得力のある効果的な形で行う必要がある。 (2) 二国間の投資協定、租税条約、社会保障協定等の経済条約は、日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進等の観点から重要である。これらを含む経済分野での条約締結の推進は、諸外国とのルールに基づく経済面での結びつきを強化し、一層の予測可能性・安定性を有する経済活動の基盤を提供するとの意義を有する。 (3) 国民生活に直結する国際ルール作りに積極的に関与することを通じて、地球規模の課題の解決への貢献に努めるとともに、我が国国民の利益や関心を国際ルールの内容に十分に反映させることが重要である。特に、多数国間条約の作成に係る交渉においては、各国がそれぞれ近隣国等と連携して交渉に臨むことが少なくない中、我が国としても、問題意識を共有するパートナーとの間で協力の拡大を図ることは、我が国の発言力を強化するためにも有意義である。	

(施策の有効性)

1 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際法規の形成は、国際関係における秩序を構築する上での根幹を成す作業であり、我が国が国際法規形成のための各種フォーラムに積極的に参画し、意見を主張・反映していくことは、新たな国際法秩序を我が国に資するものとしていく上で必要かつ効果的である。また、日々の外交案件を処理するに当たっては、蓄積された国際法の知見を活用することが重要であり、そのためには学界や各国関係者を交えた研究会及び意見交換等を行っていくことが不可欠である。さらに、国内における国際法の普及を進めていくことは、我が国の国際法に係る外交に対する国民の理解を促進するとともに、国際法分野の更なる発展に大きく寄与する。

2 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進するためには、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米安保条約に基づく協力関係を確固たるものにすること、また、戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日露平和条約交渉に適切に対処し、我が国周辺諸国とより安定した関係を築くことが有効である。また、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進するためには、刑事分野における協力の推進に向けた各種関連条約の交渉・締結の推進、原子力の平和的利用の推進に向けた二国間原子力協定等の交渉・締結の推進などが有効である。

3 「経済・社会分野における国際約束の締結・実施」について

(1) WTO ドーハ・ラウンド交渉において法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を適切な形で反映させることに資する。また、FTA/EPA は、物品・サービスの貿易のみならず、投資、税関手続、競争、相互承認、政府調達、知的財産、人の移動など広範な内容を含み得るものであり、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の妥結にとって不可欠である。

(2) 二国間の投資協定、租税条約、社会保障協定等の経済条約における交渉において、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の妥結にとって不可欠である。

(3) 国民生活に大きな影響を及ぼし得る国際ルール作りに当たり、法的観点から検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の妥結に不可欠である。特に、多数国間条約の作成交渉においては、我が国の立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させ、望ましい形で条約が作成されることに資するものである。

(施策の効率性)

1 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際的な議論の場に参画し、我が国の立場を一貫して表明していくとともに、各種研究会等は、時宜を得たテーマを取り扱って外交実務上の必要に直接応えるよう開催しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、「在日米軍駐留経費負担特別協定」の国会承認、日露首脳会談等への対応、「日・露刑事共助条約」、「日・EU 刑事共助協定」及び「日・タイ受刑者移送条約」の締結、「日・カザフスタン原子力協定」の国会承認、「日・ヨルダン原子力協定」、「日・露原子力協定」、「日・韓原子力協定」及び「日・ベトナム原子力協定」の国会提出、「日豪物品役務相互提供協定」の国会提出、「国際移住機関特権免除協定」の締結、「東南アジア友好協力条約改正第三議定書」の国会提出等、施策の目標の達成に向けて相当な進展があった。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的で

あった。

3 「経済・社会分野における国際約束の締結・実施」について

限られた予算や人的資源を効率的に活用し（例えば、FTA/EPA の分野、二国間の投資協定、租税条約、社会保障協定等の経済条約、その他の経済分野及び社会分野での国際約束の交渉段階（国際会議への参加も含む。）、特に条文作成段階において、多くの場合に条約締結担当者を相手国政府との交渉に直接当たらせた。）、経済分野・社会分野における国際約束の締結・実施面で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

（反映の方向性）

1 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際社会における国際法の重要性は年々増大しており、施策の目標の達成に向け、引き続き対応する必要がある。

2 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

二国間・多数国間協議や条約交渉の活発化等を通じて、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進し、強化するとともに、刑事分野における協力の促進、原子力の平和的利用の促進等、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進し、強化・拡大する。

3 「経済・社会分野における国際約束の締結・実施」について

本施策の目標の更なる進展に向け、国際約束の作成交渉の段階から十分な体制で引き続き対応していく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

（施策の目標）

新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること。

（目標の達成状況）

1 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

評価の切り口 1：国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献

ICC ローマ規程検討会議における貢献、UNCITRAL における仲裁規則改正草案の採択その他国際法関連の国際会議への出席・議論への積極的参加等により、国際法秩序の構築に貢献した。

評価の切り口 2：国際法についての知見の蓄積・検討と外交実務への活用状況

国際法局長協議のほか、国内の研究者等との間で研究会（計 6 回）を開催し、我が国にとって重要度の高い問題に関する国際公法及び国際私法上の論点を検討し、知見を蓄積するとともに、得られた知見に基づく法的助言を行うことを通じて低潮線保全・拠点法の成立や鉱業法改正案の閣議決定といった我が国の重要な施策の実施に貢献した。

評価の切り口 3：国際法の普及活動の推進

公開講座や大学における講義を実施し、国際法に関する知識の普及に努めたほか、我が国の締結した国際約束をインターネット上のデータベースとして公開するための作業を進め、国際法の研究促進を支援した。

2 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

評価の切り口1：我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進

日米安保体制の信頼性向上に向けて積極的に取り組んだこと、日朝間、日中間の諸問題や日露平和条約交渉に適切に対処したことは、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進に寄与するものである。日米安保体制関連では、我が国が在日米軍の駐留に係る一定の経費の全部又は一部を一定期間負担すること等について定める「在日米軍駐留経費負担特別協定」につき国会の承認を得た。日露関係においては、平成22年11月の日露首脳会談において、領土問題の解決を含め、あらゆる分野での関係を強化していくことで一致した。

評価の切り口2：諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進

「日・露刑事共助条約」、「日・EU 刑事共助協定」及び「日・タイ受刑者移送条約」の締結、「日・カザフスタン原子力協定」の国会承認、「日・ヨルダン原子力協定」、「日・露原子力協定」、「日・韓原子力協定」及び「日・ベトナム原子力協定」の国会提出、「日豪物品役務相互提供協定」の国会提出、「国際移住機関特権免除協定」の締結、「東南アジア友好協力条約改正第三議定書」の国会提出などは、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りの推進に寄与するものである。

3 「経済・社会分野における国際約束の締結・実施」について

評価の切り口1：多角的自由貿易体制の強化及び経済連携の推進

(1) 平成19年1月から再開されたWTO ドーハ・ラウンド交渉は、平成23年中の妥結を目指して活発な交渉が行われてきており、我が国としても交渉の早期妥結に向けて積極的に働きかけて貢献してきている。

(2) 平成22年11月に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」を踏まえ、積極的に締結の推進を目指すFTA/EPAについては、平成23年2月にインドとの間で署名が行われたほか、ペルーとの間でも大筋合意に至った。また、豪州と間の交渉も進展させるとともに、韓国との間では中断していた交渉の再開についての検討が進められた。このように、各国との経済連携に係る取組が一定の進展を見せているほか、TPP 協定交渉への参加についても検討を進めてきているところである。

評価の切り口2：日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進

日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進することを目的として、平成22年通常国会においては租税条約6件（うち改正議定書4件）及び社会保障協定1件を締結することにつき国会の承認が得られた。また、平成23年通常国会においては、租税条約6件（うち改正議定書1件）及び社会保障協定2件を締結することにつき国会の承認を求めている。その他、3件の投資協定について交渉を妥結させた。

評価の切り口3：国民の生活に直結する分野での国際ルール作りへの参画・貢献

国民の生活に大きな影響を与え得る経済・社会分野において、多数国間交渉の形で行われる国際ルール作りに積極的に参画するとともに、我が国として締結の意義のある条約については、締結手続を順次進めてきている。例えば、平成22年通常国会においては、再生可能エネルギーの利用促進を目的とする国際機関を設立するための国際再生可能エネルギー機関（IRENA）憲章の締結につき国会の承認を得て、平成22年7月に締結した。また、同年10月に名古屋で行われた生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）においては、遺伝資源へのアクセス及びその利用

	から生じる利益の公正で衡平な配分（ABS）に関する名古屋議定書の採択等に貢献したほか、同年 12 月の気候変動枠組条約第 16 回締約国会議（COP16）においても、「カンクン合意」の採択に際して法的観点から適切な支援を行った。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	II－５－１ ①第 177 回国会外交演説 ②海洋に関して、「海洋基本法」及び「海洋基本計画」	① 平成 23 年 1 月 24 日 ②	①「大きな変動期にある国際社会において、「法の支配」の確立を一層推進し、各国との協調行動の下で、国際社会の共生に向けて主体的な外交を展開していく決意です。」 ② http://kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/index.html
	II－５－２ ①第 174 回国会所信表明演説 ②第 176 回国会所信表明演説 ③第 177 回国会施政方針演説・外交演説	① 平成 22 年 6 月 11 日 ② 平成 22 年 10 月 1 日 ③ 平成 23 年 1 月 24 日	http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/ （総理演説） http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/e_gaimu_bn.html#maehara （外務大臣演説）
	II－５－３ ①第 176 回国会所信表明演説 ②第 177 回国会施政方針演説	① 平成 22 年 10 月 1 日 ② 平成 23 年 1 月 24 日	①自由貿易協定・経済連携協定（FTA/EPA）及び生物多様性条約に関連した言及あり（六 国を開き未来を拓く主体的な外交の展開（東アジア地域の安定と繁栄に向けて））。 ②世界貿易機関（WTO）ドーハ・ラウンド交渉、FTA/EPA 及び日韓図書協定に関連した言及あり（二 平成の開国－第一の国づくりの理念－（包括的な経済連携の推進）及び七 結び）。

（注）外務省における評価方式：

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）